9地域サッカー協会向け 一括補助金 交付要項

2023年度版

2022.10.13 JFA理事会 Japan Football Association





2022/10/13 (決議)資料1

9地域FA一括補助金

-2022年度からの主な変更点-

充当必須事業に関して、以下の変更を行う
■算出額の変更
高円宮杯 JFA U-18 サッカープリンスリーグ
変更前) 47,940千円 変更後) 47,980千円
*予算枠に変更なしのため、予算内で案分

■算出根拠の変更

高円宮杯 JFA全日本U-15サッカー選手権大会(プレーオフ) 変更前)試合数×40千円 変更後)試合数×39千円 *予算枠に変更なしのため、予算内で案分

■事業の削除

JFAU-12ガールズゲームを9地域一括補助金の充当必須事業から削除 * JFAU-12ガールズゲームは所管部署による個別事業へと移行

■対象事業の統合

1級・女子1級・フットサル1級審判員指導補助金、強化審判員指導補助金を 2級審判員指導補助金に統合 *予算枠に変更なし

■特記事項の変更

算出額を別領域の事業へ配分可能



①制度

変更

交付要項(9地域FA一括補助金) 趣旨 / 交付の目的 / 期間

1. 趣旨本書は、地域サッカー協会(以下、9地域FAという)の実施する公益目的事業等の充実を目的とした「9地域FA一括補助金」を交付するため、必要な事項を定めるものである。

2. 交付の目的 「9地域FA一括補助金」は、国民のサッカー・スポーツへの広い理解と関心 を高め、青少年の健全な育成及びより良い社会の形成を促進し、もって 国民の心身の健全な発達に寄与するため、9地域FAが行う各種公益目 的事業等に対して、その活動を支援することを目的に交付するものである。

3. 期間

本要項は2023年度における「9地域FA一括補助金」の交付について定める。なお、本要項で示す「年度」とは、当該年4月1日から翌年3月31日 を指すものとする。







4. 補助金額

В	充当必須事業(競技会関連)) 補助金額(の内訳	
<u>No</u>	充当必須事業名	<u>算出額(</u>	(9地域FA総額) および算出根拠	
1	高円宮杯 JFA U-18 サッカープリンスリーグ	47,980,000 円		算出額 変更
2	高円宮杯 JFA全日本U-15 サッカー選手権大会(プレーオフ)	8,473,000 円	2023年度試合予定数より算出 (基本補助金50千円+試合数×39千円) 損	額・算出 変更
3	全国クラブチーム選手権大会	3,685,000 円	75千円×地域内都道府県数(北海道4県分) 但し、全国大会開催県は除く	
4	JFA 全日本U-15女子選手権大会	1,800,000 円	2023年度の試合予定数より算出 基本補助金50千円+試合数をもとにした金額	
5	JFA 全日本フットサル選手権大会	4,750,000 円	関東・九州650千円、東北・関西550千円、北信越・ 中国500千円、北海道・東海・四国450千円	
6	JFA 全日本女子フットサル選手権大会	1,350,000 円	各地域一律150千円	
7	JFA 全日本大学フットサル大会	1,350,000 円	各地域一律150千円	
8	JFA 全日本U-18フットサル選手権大会	1,350,000 円	各地域一律150千円	
9	JFA 全日本U-15フットサル選手権大会 JFA 全日本U-15女子フットサル選手権大会	1,800,000 円	各地域一律200千円	
10	JFA 全日本ビーチサッカー大会	1,350,000 円	各地域一律150千円	



4. 補助金額 C 充当必須事業(強化育成関連) 補助金額の内訳

<u>No</u>	充当必須事業名	<u>算出額(</u>	<u>(9地域FA総額)および算出根拠</u>
11	トレセン/地域リーグ支援(男子)	1,800,000 円	各地域一律200千円
12	トレセン/地域リーグ支援(女子)	4,700,000 円	100千円地域内都道府県数
13	ナショナルトレセンU-12	15,300,000 円	登録選手数、参加人数等を踏まえ地域毎に算出
14	ナショナルトレセンU-13	7,450,000 円	NTCU-13地域開催 関東・関西1,100千円、北海道、東北、 北信越、東海、中国、四国、九州750千円
15	9地域トレセンスタッフ研修会 (U-16/U-14/U-12)	5,000,000 円	25千円×4カテゴリー×地域内都道府県数(北海道は4県 分)
16	地域女子トレセンスタッフ研修会	4,650,000 円	関東・九州650千円、東北・関西550千円、北信越・中国 500千円、北海道・東海・四国450千円
17	地域トレセン女子U-15/U-12	8,100,000 円	各地域一律900千円
18	リーグ補助金(地域U-13/U-15)※	27,000,000 円	U-15:2,000千円、U-13:最大1,000千円 (100試合未満の場合は試合数×10千円)
19	リーグ補助金(地域女子U-15) ※	13,700,000 円	150千円(九州のみ上限350千円)+試合数×15千円各地域 上限額1,500千円、九州のみ上限1,700千円
20	地域GKキャンプ開催補助	2,700,000 円	各地域一律300千円
21	強化育成資金	17,550,000 円	各地域一律1,950千円
22	JFA U-12 ガールズゲーム _	項目削除	

※ 算出額は暫定額であり、2022年2月末のFAからの事業計画内容に基づき交付額を確定する(交付額は暫定額を上回らない)



4. 補助金額

D	充当必須事業(審判関連)	補助金額の内訳	
<u>No</u>	充当必須事業名	算出額(9地域FA総額)および算出根拠
22	2級審判員指導補助金	8,670,000 円	各地域一律400千円+および2級審判員の登録人数 に応じて算出+2023年度の登録1級・女子1級・フッ トサル1級審判員数に対し10千円/1人(※)
23	地域審判指導者トレセン補助金	21,600,000 円	各地域一律2,400千円
24	地域レフェリーアカデミー補助金	9,000,000 円	各地域一律1,000千円
25	2級審判インストラクター認定 ・更新講習会補助金	450,000 円	各地域一律50千円

.

※ 算出額は暫定額であり、2022年2月末に確定金額をご案内します(交付額は暫定額を上回らない)



交付要項(9地域FA一括補助金) **対象事業**

かつ支出される事業とする。

5. 対象事業

「9地域FA一括補助金」の対象となる事業は、<u>9地域FAが実施する公益目的事</u> <u>業等</u>とし、補助の対象となる経費は、その<u>事業を実施するために必要な直接経費</u> とする。 また、対象となる事業は、原則として、当該年度の4月から翌年3月までに実施され、

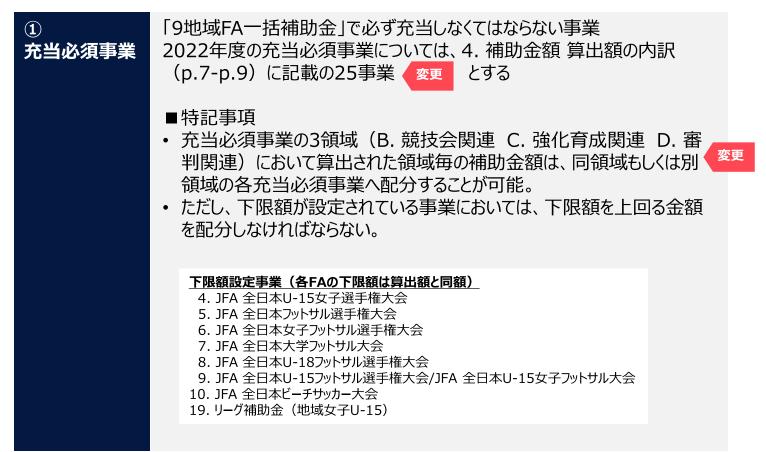
但し、年度毎の「9地域FA一括補助金」のうち、上限1,000万円を事務局運営の ために必要な人件費や事務所費に充当できるものとする。



交付要項(9地域FA一括補助金) **充当配分**

6. 充当配分

9地域FAは、内示された「9地域FA一括補助金限度額」内において、その充当配分を定めることができる。なお、「9地域FA一括補助金」の使途は、以下の3つに分類される。





交付要項(9地域FA一括補助金) **充当配分**

①充当必須事業以外の9地域FAが実施する公益目的事業に対し、9地 (2) 6. 充当配分 充当可能事業 域FAの自由裁量で本補助金を配分するもの。 補助金総額から、「①充当必須事業」・「③事務局運営」の合計額を減じ た額が充当可能額となる。 FAの基盤強化のための、人件費や事務所費等の事務局運営に充当する (3) 事務局運営 もの。1,000万円までを、以下に定める「事務局運営のための経費」に充当 (基盤強化) できるものとする。 ■事務局運営(基盤強化)充当対象項目(上限1,000万円) 人件費 事務総長,および事務局員の給与,残業代 交通費(通勤手当),法定福利費(健康保険料等) 事務局運営に関する業務委託費:都道府県FAへの業務委託費のみが対象 (※1) 事務所費(上限250万円) 事務所家賃、水道光熱費、電話代等 ※1 都道府県FAに事務局運営(基盤強化)業務を委託した場合、業務を受託した都道府 県FAは、業務委託料を都道府県FA一括補助金の事務局運営(基盤強化)の経理報告 として行うものとする。 ■特記事項 申請額については年度途中の変更は認められず、年度の終了時に報告額が申請額 に満たない場合、FAはその差額分をJFAに対し返金するものとする。



交付要項(9地域FA一括補助金) 充当配分

7. 手続き

① 「9地域FA一括補助金限度額」の内示

各年度における「9地域FA一括補助金限度額」の額は、「4.年度毎の補助金額」に定める算出方法に 基づき算出し、前年12月までにJFA理事会の議を経て9地域FAに内示する。

② 申請

9地域FAは、内示された「9地域FA一括補助金限度額」内の金額において、別に定める様式により、所定の締切日までに「9地域FA一括補助金交付申請書」をJFAに提出すること。

③申請内容の審査・決定

「9地域FA一括補助金交付申請書」の提出を受けて、JFAはその内容を審査し、必要な場合は9地域FA に対しヒアリング調査等を行い、支援金額を決定する。また、JFAは「9地域FA一括補助金」の使用方法や 配分割合等について、9地域FAに対し指導する場合がある。

④ 補助金の入金

「9地域FA一括補助金」は、当該年度の4月末までにJFAから9地域FAに対し入金するものとする。

⑤ 実績報告

9地域FAからの対象事業の実績報告は、別に定める説明資料に基づき期限内にJFAに提出されるものとする。

⑥ 実績の審査・最終金額の確定

実績報告の提出を受けて、原則として、「9地域FA一括補助金」が交付された翌年の5月末までに、補助 金額の最終確定を行う。「9地域FA一括補助金交付申請書」に記載された内容よりも対象事業が縮小し たり、本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFAは「9地域FA一括補助金」の確定額を 交付決定額に対し減額して確定する場合があるものとし、その場合、9地域FAはその差額分をJFAに対し 返金するものとする。



交付要項(9地域FA--括補助金) 事業の実施 / 計画の変更

- 8. 事業の実施 9地域FAは、「9地域FA一括補助金」の交付の決定の内容及びこれに付された条 件等に従い、善良な管理者の注意をもって支援対象事業を行わなければならず、 「9地域FA一括補助金」の他の用途への使用をしてはならない。
- 9. 計画の変更 9地域FAは、「9地域FA一括補助金」の交付の決定の後、支援対象経費の額を 変更しようとするとき、または支援事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変 更する事業の事業計画書を、原則として当該事業開始の1か月前までにJFAに提 出し、その承認を受けなければならない。
 - 但し、以下の変更については年度の途中で変更することは認められない。
 - ✓ ①充当必須事業の、充当下限額を下回る計画変更
 - ✓ ③事務局運営の充当額
 - なお、以下については、JFAによる事前の承認は不要とする ✓ 年度内における事業実施期間の変更
 - ✓ 交付決定額(総額)の10%以内の、各事業の充当額の変更



交付要項(9地域FA--括補助金) 調査 / 処分/経理証憑の保管期間 / その他

10. 調査	9地域FAは、別に定める「JFA会計処理ガイドライン」に基づいた会計セルフチェック を行い、年に2回JFAへ報告をする。 また、JFAは報告内容に基づきセルフチェックの実施状況の確認および事務所等に 立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することがある。
11. 処分	加盟団体規則第21条に基づき、JFAは補助金の支給停止又は減額などの処分 を行うことができる。
12. 経理証憑の 保管期間	9地域FAは、支援対象事業の支出を証する書類を整理し、収支簿とともに、支援 対象事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から7年間保存しなくて はならない。
13. その他	この要項に定めるもののほか、「9地域FA一括補助金」の交付に関し必要な事項は 別に定める。この要項の改正はJFA理事会の決議に基づき、これを行う。



Thank you.